

鹿児島市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成25年3月31日制定）

（目的）

第1条 この要綱は、特別支援学級に就学し、又は通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という）を支給し、本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 奨励費を受けることができる者は、本市の設置する小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者とする。ただし、鹿児島市就学援助事業実施要綱第2条に規定する者を除く。

（奨励費の種類）

第3条 奨励費の種類は、次に掲げるとおりとし、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定により支給する。

- (1) 学用品購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 通学費
- (6) 学校給食費
- (7) 体育実技用具費

2 通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者に対する奨励費の種類は、前項規定にかかわらず、同項第5号に規定するものに限るものとする。

（支給額）

第4条 奨励費の支給額は、国の補助単価に準じ、毎年度予算の範囲内において、支給するものとする。

（援助の申請）

第5条 奨励費の支給を受けようとする者は、申請書を児童又は生徒が在学する学校の校長（通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者にあつては、通級指導教室を設置している学校の校長）（以下「学校長」という。）を經由して、教育委員会に提出しなければならない。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、当該申請について審査のうえ認定の適否を決定し、その結果を、学校長を經由して保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第7条 奨励費の支給は、前条の規定により奨励費の対象者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）又は受給者から請求及び受領について委任を受けた学校長に支払うことによつて行うものとする。

（支給の期間）

第8条 奨励費の支給の期間は、当該年度を超えないものとする。

（届出等の義務）

第9条 受給者は、第5条の規定による申請内容に変更があつたときは、速やかにその旨を学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により奨励費を受けたことが判明したとき。

（費用の返還）

第11条 教育委員会は、前条の規定により奨励費の認定を取り消したときは、既に支給した奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、同年4月1日から適用する。